

〈研究ノート〉

「山口県史料」編輯の経緯

吉 本 一 雄

当館では、昭和六一年度から六二年計画で『府県史料山口県』と題して山口県史料の刊行を始め、六三年度に第三卷まで刊行した。今度の出版にあたり底本としたのは国立公文書館内閣文庫所蔵の政府提出本で、当館所蔵の稿本も編集の参考とした。稿本には同書編輯に係る公文書も合綴されており、出版の途中ではあるが、これらの史料を紹介し、あわせて編輯経緯の一端を明らかにしてみたい。

一 歴史編輯例則と国史編修

山口県史料の編輯は、明治七年十一月十日付太政官達

第一四七号の「歴史編輯例則」に始まる。例則は八則か

「山口県史料」編輯の経緯（吉本）

らなつており、その意図するところは、国史編修のため維新以来の地方施治沿革を叙記し正院歴史課へ提出することにあつた。また叙記にあたつて「立序ノ日ヨリ明治七年十二月ニ至ル迄部内政治ノ施設制度ノ沿革租法禄制拓地勧農ヨリ軍役工業及ヒ騒擾時変等ノ事類ヲ分チ歴叙スヘシ」「明治八年一月以後ノ事蹟モ……毎一年類ニ從フテ叙記シ順次差出スヘシ」と、その下限と細目を示した。ただ分類細目や叙記の具体的な方法については、例則自体包括的かつ抽象的な表現が多く、各県の修史担当者を困惑させた。^(註1)

そこで修史局（正院歴史課が改称）は、八年に改めて

叙述に伴う分類細目を例示した。この時に示された細目

は、県庁・制度（租法・禄制・軍役・職制・禁令・府則・会計）、政治（拓地・勧農・工業・裁判）、県治（地理・戸口・民俗・学校・警保）、付録（忠孝節義及國益民利ヲ興セシモノ・図書目録・官員履歴・事変験擾）で、それぞれについて沿革を詳記するように指示した。山口県では七月に修史局出仕下条元春からこれを受取つた。^(註2) その後も各県と修史局との間で分類細目をめぐつて照会、応答を繰り返し、各府県から提出された成稿本に異同がみられる事から、明治九年になって府県史から地誌の部分を削除するとともに、再び全体の構成や細目を明確にして各府県へ示した。この時の修史局達書は、石川県へは二月十九日、山口県へは一ヵ月余も早く一月一〇日に示達されている（史料1）。以後、各県では明治七年の例則よりもこの達に基づいて県史の編輯を進め、「山口県史料」の記述項目および記述方法もこの達に準拠した。

ところで、七年の例則は府県史編輯の目的を「国史編修ニ付」と述べたことから、以後進達された府県史の名称は、国史、史料、県史、県歴史と各県まちまちである^(註4)。山口県では、例則にのつとつて県史編輯の掛を国史掛^(註3)とし、編輯した史料の標題を「山口県史料」とした。国史掛は県庁第一課に所属し、明治九年に入ると、小學訓導の職制章程の調査を第五課に依頼するなど編輯事業を進めた。また調査は県庁外にも及び、禄制について

明治七年の例則によつて編輯された府県史は、成稿本来内閣文庫が所蔵し、「府県史料」と総称している。その呼称にあたつては、太政官正院に歴史課が置かれ、国史編輯を進めるにあたり（一）王政復古の経緯を明らかにする「復古記」、（二）それに先だつ江戸時代の「藩史」、（三）維新後的地方行政の沿革「府県史」の三部作を計画し、その構想の一環として「府県史料」が編輯されたことによる^(註5)。

毛利・豊浦等の旧藩用達所へ関連史料の借用と調査を依頼し、官国弊社には祭礼日の調査、岩国・萩の治安裁判所には刑罰に関する調査を依頼した。以下、調査の状況は次のようにあつた。

明治九・六・一一 県庁第五課から小学訓導の職制章程について會議中と回答。

同一・一二・一七 旧藩中給禄改正顛末について吉川用達所から回答。

同一・一二・一九 旧藩中給禄改正顛末について豊浦用達所から回答。

卯・三・一四 給禄改正奉伺録、陪臣改正奉伺録を毛利用達所から借用。

明治一二・五・ 禄制改正大槻について徳山用達所から回答。

同一・二・九・二八 厚狭郡郡村戸長から毛利ときの業績について進達。

同一四・一〇・一 記録課を廃止する。旧記取調・地誌・

国史の三掛は從前事務のまま庶務課へ付す。

同一六・一・一〇 庶務課事務章程を更定する

庶務課事務章程

庶務課ハ戸籍社寺職員記録公文往復史誌編輯其他他課ノ主管ニ属セサル庶務ヲ管理シテ左ノ諸掛ヲ分チ各其主務ヲ幹ス

庶務掛 戸籍掛 社寺掛 職務掛 記録掛 受付掛
国史掛 地誌掛

※国史掛 例則ニ拠リ国史料ヲ纂輯スル事

地誌掛 例則ニ拠リ地理誌料ヲ纂輯スル事

同一六・六・ 県庁各課の職制事務章程並規程を更定する。

庶務課事務章程

庶務課ハ…左ノ八掛ヲ以テ各其主管ヲ分ツ

庶務掛 戸籍掛 社寺掛 職務掛 記録掛 統計掛
受付掛 誌史掛

之部卷一五から二三まで一〇冊であった。成稿本は現在四八冊に合綴されており、その内容は次表のとおりである。ただ、一五・一六・一七・二五冊に項目の入り組みがみられる。

稿本は県治一、拓地一、勧農一、土木一、刑罰一、褒賞一、賑恤一、祭典一、民俗一、学校一〇、駅逓二、警保二、忠孝節義小伝二、時変騒擾一、西陲暴動一件一、租法改正大略一、職制一〇、禄制一、刑法一、禁令一、会計二、官員履歴三の七〇冊で、(一)下書きとして作られたと思われ、成稿本と同文のもの、(二)関連史料を書き留めたもの等からなる。さらに成稿本と稿本を比較してみると、(一)政治部工業鉱坑のように、成稿本にあって稿本が欠落しているもの、(二)成稿本と稿本で記載内容が異なり、編輯の途中で方針が変つたのではないかと思われるものもあって興味をひく。^(註5) この点については、刊行途中でもあり、さらに検討を加えてみたい。

誌史掛

第一条 例則ニ拠リ地誌国史ヲ纂輯スル事

三 成稿本と稿本

山口県史料は例則に基づいてまず明治七年を下限に編輯が進められ、編輯を終つた成稿本を順次政府へ提出した。ところが、明治一六年に入つても編輯は完了せず、同年七月まで完結するよう、明治八年以降の成稿本は明治七年以前の県史が完備するまで県に止め置くように指示された（史料4）。

その後も、明治一八年に治安裁判所に對して明治十年から一七年の刑事決済人員等の提出を求めるなど、順次編輯を進めたが、明治一八年度以後修史館で府県史を編輯することが決定され、山口県史料の編輯も途中で打ちきられたこととなつた。明治一八年七月には、県史未成稿および材料諸記録を含めて修史館へ引渡しの指示をうけ（史料5）、成稿本六六冊を修史館へ通送した。六六冊の内訳は、政治之部卷一から卷一四まで四六冊、制度

卷 成稿 号本	部	門	内 容
一	卷一	政治 県治	管轄・区画・警察署・裁判所
二	卷一	拓地	明治六〇—一七年
三	卷二	勧農	牧畜・樹芸・培桑・養蚕・製茶
四	卷三	ク	建築修繕・道路・橋梁・堤防・
五	卷四	ク	水利 明治七〇九年
六	卷五	ク	工業土木第一 工業土木第二 工業土木第三
七	卷五	ク	石炭鉱・銅鉱・綠礬鉱
八	卷五	ク	明治二四〇—一六年
九	卷五	ク	明治七〇一八年
一〇	卷五	ク	明治五〇七年
一一	卷五	ク	明治八〇九年
一二	卷五	ク	明治五〇九年
一二	ク	刑罰第八 刑罰第六	前原一誠等
一二	ク	刑罰第七	町田梅之進等
一二	ク	刑罰第二 刑罰二十五	明治一〇〇—一七年
一二	ク	褒賞第二	明治五〇九年
一二	ク	褒賞第三	明治一〇〇九年
一二	ク	褒賞第四	明治一〇〇九年

一三	卷五 政治 褒賞第五 褒賞第六 褒賞第七	明治二二〇一四年
一四	卷五 ク 褒賞第九	
一五	卷六 ク 賑血 祭典	明治五〇八年
一六	卷六 ク 駅通 時変	明治一五、明治一七年
一七	卷七 ク 祭典	明治七〇一六年
一八	卷八 ク 戸口 民俗	正月・三大節・五節句・元服・婚姻外
一九	卷九 ク 学校第一	明治六〇八年
二〇	卷一〇 ク 学校第二	明治九〇一〇年
二一	卷一〇 ク 学校第三	明治一一、一二年
二二	卷一〇 ク 学校第四	明治一二、一三年
二三	卷一〇 ク 学校第五	明治一三、一四年
二四	卷一〇 ク 学校第六	明治一五、一五年
二五	卷一〇 ク 学校第七	明治一六、一六年
二六	卷一〇 ク 学校第八	明治一七、一七年
二七	卷一〇 ク 学校第九	町田梅之進暴挙顛末
二八	卷一四 ク 騷擾第一	前原一誠暴挙顛末
二九	卷一四 ク 騷擾第二	前原の乱に係る文書類
二一〇	卷一四 ク 時変	灾害 明治六〇一七年
二一	卷一四 ク 騷擾第一	
二二	卷一四 ク 附録	

二四	卷二〇 政治 学校第一〇	明治一七年
二五	卷二一 ク 駅通第二	電信分局・郵便局・人馬継立
二六	卷二一 ク 警察	所、警察 明治五〇一七年
二七	卷三 ク 忠孝節義小伝	第一
二八	卷四 ク 騷擾第一	第二
二九	卷四 ク 騷擾第二	
二一〇	卷四 ク 時変	
二一	卷四 ク 騷擾第一	
二二	卷四 ク 職制第一	
二三	卷六 ク 職制第一	明治四〇六年
二四	卷六 ク 職制第一	災害 明治六〇一七年
二五	卷六 ク 職制第一	明治八〇年
二六	卷六 ク 職制第一	明治一〇〇年
二七	卷六 ク 職制第二	明治一二年
二八	卷六 ク 職制第二	明治一二年
二九	卷六 ク 職制第五	明治一二年
三〇	卷六 ク 職制第六	明治一三年
三一	卷六 ク 職制第七	明治一四年
三二	卷六 ク 職制第四	明治一五年
三三	卷六 ク 職制第二	明治一六年
三四	卷六 ク 職制第一	明治一七年
三五	卷六 ク 職制第五	明治一八年
三六	卷六 ク 職制第六	明治一九年
三七	卷六 ク 職制第七	明治一九年
三八	卷六 ク 職制第八	明治一五年
三九	卷六 ク 職制第九	明治一六年

四〇	卷六 制度 職制第一〇	明治一七年
四一	卷七 ク 祿制	山口藩給祿改正概略外
四二	卷八 ク 兵制	毛利氏兵制 分屯兵徵兵
四三	卷九 ク 刑法	毛利氏刑法
四四	卷六 ク 禁令	官省布令法度
四五	卷六 ク 禁令第一	明治四〇八年
四五	卷六 ク 禁令第二	明治九〇一七年
四五	卷三 ク 会計第一	県入費明治五〇一五年
四五	卷三 ク 会計第二	山口藩・岩国藩通債・藩札
四六	卷三 附錄 図書目録	種類、藩札価位
四七	卷三 ク 官員履歴一	風土注進案、寺社由來等県 府所藏の旧藩記録目録。 東隆寺南嶺和尚道行碑外碑
四八	卷三 ク 官員履歴二	文 明治四〇一七年の官員履歴 令・一五等出仕、三等警部 一等属・一〇等属 警部長・看守長

(史料1)
修史第二百九号

「太政官達録」

先般歴史編輯例則頒布之後分類体裁各県異同アルヲ以テ更ニ分類細目ヲ立テ質疑二答置候處、此度地誌課本局へ合併相成候ニ付、条目中專ラ地誌之部分ニ関スルモノハ之ヲ除キ前後刪定シ、更ニ別紙相廻候間、例則ニ対照参酌シ編輯有之度候也

明治九年一月十日

修史局長長松 幹

山口県令関口隆吉殿

追而木梨參事ヨリ添書之趣致承知候、委細内海静造ヘ面談致置候間別段答書不差進候、此段申副候也

(史料2)

國史編輯之儀ニ付明治七年第百四拾七号ヲ以御達之条款至急取調御差出可有之、此旨及御督促候也

明治九年十月廿八日

史官

（史料3）

明治九年一月及御回送候歴史例則分類細目中刑賞ノ条
分註別紙之通改正候間、自今右ニ準シ御取調有之度、
此段申進候也

明治十五年四月八日 修史館參事三浦 安

山口県令原保太郎殿

（史料4）

歴史編輯ノ儀先年頒布ノ例則及ヒ分類細目ニ準シ成稿
ノ分追々御進達ノ処、明治七年以前該類目中完備不致
分有之、本館整理上甚差障候条、本年七月迄ニ悉皆上
進相成候様御取計有之度、此段及御照会候也

明治十六年二月廿八日 修史館監事長松 幹

山口県令原保太郎殿

追而目下明治八年以降ニ係ル分ハ七年以前ノ分全備候
迄姑ク御差置相成可然、此段申副候也

（史料5）

府県史編輯ノ儀本年度以後本館ニ於テ取扱候ニ付テハ
客年八月中及御照会候県史未成稿及材料諸記類御引継
ノ分、目録相添通運会社便ヲ以御送付相成候様御取計
有之度、此段申進候也

明治十八年七月三日 修史館監事巖谷 修

山口県令原保太郎殿

（史料6）

御県史稿之儀其後御成稿之分、通運便ヲ以テ御通送有
之、別紙之通正ニ致領收候、且右御編輯方之儀ニ付委
悉御申副之趣是又了承、此段及御回答候也

明治十八年九月廿一日

修史館監事巖谷 修

山口県令原保太郎殿

一山口県史料 記
内 六拾六冊

政治之部自卷一至卷十四 四拾六冊

制度之部自卷十五至卷二十三 弐拾冊

右正ニ致領收候也

明治十八年九月廿二日 修史館（印）

山口県御中

註1、註3 「府県史料」の解題と内容細目（「北の丸」二号）

2 『国史編修例則』 県府戦前總務一六八二

4 神奈川県史料について（『神奈川県史料』）

5 成稿本は明治九年の達に基いて叙記されているが、稿本には
教育授産主意書、勸業局設立主意書が書写してあり、勸業政
策を主に編輯を進めようとした形跡がある。